

令和7年度
社会福祉法人指導監査結果報告書

勝山市福祉課

I 社会福祉法人指導監査の概要

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律」(平成23年法律第105号)に基づき、平成25年4月1日より社会福祉法に定める社会福祉法人に関する権限の一部が県から市へ移譲されたことに伴い、社会福祉法人の指導監査についても平成25年度より市の所掌事務となった。

社会福祉法人に対する指導監査は、社会福祉法第56条第1項の規定に基づき、法人の自主性及び自律性を尊重し、法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ることを目的としている。

令和7年度の社会福祉法人に対する指導監査は、社会福祉法人制度改革の内容を踏まえ、国が示した指導監査ガイドライン等に基づき、以下の項目を重点項目として実施した。

1. 経営組織のガバナンスの強化
2. 事業運営の透明性の向上
3. 財務規律の強化
4. 資産管理
5. 地域社会への貢献

II 社会福祉法人に係る指導監査結果

1 指導監査の実施状況

勝山市所管社会福祉法人10法人のうち4法人に対して指導監査を実施した。その結果、3法人に対し文書指摘を行い、改善報告を求めた。

○社会福祉法人の指導監査実施状況および結果

指導監査の実施状況		指導監査の文書指摘・口頭指摘状況		
対象数	実施数	文書指摘・口頭指摘有り	左記のうち文書指摘有り	文書指摘・口頭指摘無し
10	4	4	3	0

2 文書指摘・口頭指摘事項の延べ件数

文書指摘事項および口頭指摘事項の内容別件数（延べ件数）は、次のとおりである。

指 摘	組織運営							管 理					合計	
	定 款	役 員 構 成 等	評 議 員 ・ 評 議 員 会	理 事 ・ 理 事 会	監 事	そ の 他	計	事 業	人 事 管 理	資 産 管 理	会 計 管 理	そ の 他		計
文書指摘			1	4		1	6				1		1	7
口頭指摘		4	1	1		2	8			2	7		9	17
計		4	2	5		3	14			2	8		10	24

※文書指摘：「改善措置を文書をもって指導」を行い、一定の期限を付して改善報告を求めるもの

・口頭指摘：軽微な法令・通知違反の場合や文書指摘を行わない場合でも改善が見込まれる場合は、

「口頭による指導」を行い、次回の指導監査等で確認を行うもの

【ただし、口頭指摘や助言を行う場合は、法人と指導の内容に関する認識を共有できるよう配慮

する必要がある。（実施要綱の5の（1））とされており、指導監査に関するQ&Aにおいても、

「所轄庁において文書指摘又は口頭指摘等に関して適切に区分した上で、公文書の形式で行うこと

を妨げるものではない。」と示されていることから、本市においては、口頭指摘及び助言についても

公文書で通知している。】

3 主な文書指摘・口頭指摘事項

文書指摘及び口頭指摘事項の主な内容は、次のとおりである。

（1）組織運営

① 定款

該当事項なし

② 役員構成等

- ・役員等の申立書に特殊関係の選択が記入されていないものがあった。提出の際に確認すること。
- ・理事就任の誓約書がない理事が見受けられたほか、理事長就任の誓約書が監事用のものとなっていた。誓約書は候補者が欠格事由に該当しないことを確認する書類であることから必ず整備すること。

- ・現況報告書で各理事と親族等特殊関係にある者の有無が無になっている者が履歴書では有になっているので、現況報告書への記載の際に注意すること。
- ・理事について、役員名簿では特殊関係者となっている者が、申立書では特殊関係者ではないと記載されているため、正しく記載すること。

③ 評議員・評議員会

- ・令和5年度当初の評議員会に出席して以降、欠席している評議員が見受けられる。出席が困難であれば後任の選任を検討すること。
- ・令和6年度の定時評議員会が7月に開催されていた。計算書類等については6月末日までに定時評議員会の承認を受けた若しくは報告した上で、所轄庁に届出をしなければならないことから、定時評議員会の開催時期について留意すること。

④ 理事・理事会

- ・保存されていない議事録があった。議事録の作成と押印した記憶はあるとのことだが、保管がされていないので、重要な書類の取り扱いについて徹底すること。
- ・第三者委員の任命について、理事会が選考し理事長が委嘱となっているが、それを行った形跡が議事録から確認できなかった。任期満了に伴う再任や新規選任の際には、必ず理事会に議案を提出し、その審議経過及び結果を議事録に記録すること。
- ・理事会で決議の省略がされているが、議事録が作成されていない。決議の省略がされた場合は、そのことが理事会議事録の記載事項となるため、必ず作成すること。
- ・理事会及び評議員会の議事録に議事録署名人の押印がされていないものが複数みられた。議事録署名人については署名又は記名押印が必要であるため必ず確認すること。
- ・理事会において欠席した理事が理事長に対する委任状を提出しているが、欠席した理事が理事長に決議を委任することはできないので注意すること。

⑤ 監事

該当事項なし

⑦ その他

- ・苦情解決規定で指定されている様式を使用せず、新しく導入したシステムの様式を使用している。システムに合わせて規定を改正すること。
- ・公印を変更しているが公印管理規定が更新されないままとなっているので、速やかに更新すること。
- ・役員の費用弁償について、報酬規程と旅費規程に定められた内容に相違があるため、整理して改正すること。

(2) 管理

① 事業

該当事項なし

② 人事管理

該当事項なし

③ 資産管理

- ・令和5年度中に取得された減価償却対象の有形固定資産について減価償却計算が行われていなかったため、適切に減価償却計算を行うこと。
- ・令和5年度事業活動計算書に計上されている減価償却費が「基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書」における当期減価償却額の合計額と一致しておらず、その原因はリース資産の減価償却額を費用計上する際の科目誤り（誤って退職給付費用として計上）であった。費用計上時は適切な科目で計上すると共に、附属明細書と計算書類が一致していることについても確認すること。

④ 会計管理

ア 予算

該当事項なし

イ 規程・体制

該当事項なし

ウ 会計処理

- ・金銭の支払いを行う際に、会計担当者の申請のみで会計責任者の承認が行われていなかった。金銭の支払いを行う場合には承認手続を取ること。
- ・外構工事一式について、競争入札が行われておらず、また契約相手以外の業者からの見積もりも取られずに随意契約が交わされていた。1,000万円を超える契約を交わす際は、経理規程第70条に定める合理的理由がある場合を除いて競争入札を行うこと。
- ・300万円を超える業務委託の随意契約について、1社からの見積もりしか取られていなかった。合理的な理由があり複数の業者からの見積りを徴しない場合はその理由を記録に残すこと。
- ・300万円を超える工事・改修に係る随意契約について、2社からの見積もりしか取られていなかった。経理規程第70条に定められた一定金額を超える契約については、3社以上の業者からの見積もりを徴し比較するなど、適正な価格を客観的に判断して契約を交わすこと。
- ・契約書が作成されていない工事や改修があった。100万円を超える契約を交わす際は、経理規程に定める契約書の作成を省略できる場合を除いて契約書を作成すること。（ま

た契約書の作成を省略する場合であっても、契約の適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書面を作成すること。)

エ 会計帳簿

該当事項なし

オ 決算及び計算関係書類

- ・当法人において、基準に規定されているもののうち、以下の事項の注記が記載されていなかった。該当がある場合は適切に記載すること。
 - 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩
 - 担保に供している資産
- ・資金収支計算書では、職員諸手当を職員俸給に含めて予算計上されている。決算では職員諸手当と職員俸給を区分して管理し計上されているため、予算計上段階から職員諸手当と職員俸給を区分して管理すること
- ・法人の賞与は、6月1日、12月1日、3月1日を基準日とし、基準日から30日以内に支給することとされている。6月1日基準日の賞与は12月から6月を支給対象期間として、12月1日基準日の賞与は6月から11月を支給対象期間として計算が行われ、3月1日基準日の賞与に関しては支給対象期間の設定はないとのことである。2025年3月末の貸借対照表においては、2025年6月1日基準日の賞与見込額の内1か月分のみが計上されているが、本来は、2025年6月1日基準日の賞与見込額の内、当期に帰属する支給見込額として4か月分(2024年12月～2025年3月分)を計上すべきである。

⑤ その他

該当事項なし

4 主な助言等

- ・苦情処理の結果について、規定には公表するとあるが公表されていないため、公表の方法を検討し公表することが望ましい。
- ・現金の残高(実際有高)と帳簿残高との照合は行われているが、照合結果が記録として残されていない。現金の残高(実際有高)を金種表などで記録し、帳簿残高と照合したことを記録として残すことが望ましい。
- ・寝具賃貸借契約について、オペレーティング・リース取引の会計処理に準じた会計処理を行っている。当該賃貸借契約書においては、契約期間内の解約が可能であるかどうかについての定めが明記されておらず、仮に解約した場合も残余契約期間の賃貸借料の支払が必要かどうか(実質的に解約不能かどうか)などの定めもなかった。仮に解約不能(実質的に解約不能である場合も含む)の賃貸借契約である場合は、ファイナンス・リース取引として、通常の売買取引に準じて会計処理を行う必要がある。賃

貸借契約（リース契約）を行う際は、当該契約の解約可否（実質的な解約可否も含む）を明確にした上で、解約可否の実態も踏まえた上で、会計処理を行うことが望ましい。

以上